

## 確定版（公開用）

### 第7期 第3回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第7期 第3回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成28年7月29日（金）午後6時30分から午後8時35分
開催場所	キュポ・ラ 会議室2・3号
出席者	<p>（委員長）齋藤委員長 （副委員長）田村副委員長</p> <p>（委員）稲川委員、松本委員、植木委員、板橋委員、竹本委員、岡田委員、内山委員、戸部委員、高橋（淳）委員、高橋（直）委員</p> <p>（傍聴者）なし</p>
会議内容	<p>■ 開会</p> <p>○議事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市自治基本条例の改正の要否について</li> <li>・委員の意見交換について</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務連絡</li> </ul> <p>■ 閉会</p>
会議資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 席次表</li> <li>3 前回議事録の確定版 （前回までに配付）</li> <li>4 川口市自治基本条例パンフレット・川口市自治基本条例の手引き</li> <li>5 その他資料（川口市自治基本条例運用推進委員会条例など） （追加配付）</li> <li>6 第5次川口市総合計画書・概要版</li> </ol>
発言内容	<p>■ 傍聴について</p> <p>事務局長（企画経営課長）</p> <p>川口市の審議会は原則公開となっており、傍聴希望者がいる場合は、会議の冒頭で傍聴者の入室について諮る。なお、傍聴者は、「傍聴要領」に従い傍聴をお願いし、会議の途中で傍聴希望者が来た場合は、所定の手続き後に入室していただく取り扱いとしたい。</p> <p>なお、本日の傍聴希望者はなし。</p> <p style="text-align: center;">－ 全員異議なく了承 －</p> <p>■ 開会（午後6時30分）</p>

事務局長（企画経営課長）

定刻となったので開会する。本日の出席者は12名で、この会議は成立となる。それでは議事の進行を委員長にお願いしたい。

委員長

それでは議事にしたがって進めたい。

今回は川口市における自治基本条例について、事務局から説明を受け、これまでの川口市自治基本条例運用推進委員会の成果などについても、あわせて説明を受けた。

この内容を受けて、委員の皆さんが条例を読み込み、条例を理解することも必要ではあるが、自治基本条例は理念的な条例であるため、今後の委員会の進め方としては、条文を読み込むよりも、日頃の生活実態のうで問題となっている事柄などが、もれなく条例において想定されているかを確認してはどうかという提案があった。

今回はこの提案により、皆さんが日頃感じている課題や疑問などからご意見を伺いたい。条例と関連したことに限ると難しいかもしれないが率直な皆さんの思いを述べていただきたい。

それでは座席順で、意見ををお願いしたい。

委員

条例そのものと関連して問題と思うようなことは特に見当たらない。つまり、私自身が実際に問題や課題に出くわさないと、普段の生活の中では問題点そのものが、何かわからないと思う。

あえて言うならば、何か困った時、市に関する問題があった時、その意見を受け入れるところが必要ではないかと思う。

仮に、市民から出されたさまざまな問題などを受け入れる場所があるとするならば、その存在を市民に知らしめ、スムーズに受付するしくみがあれば良いと思う。

委員長

ただいまの意見は、市民が問題や課題に出くわした時、それらの意見を受け付けるところが必要で、それを市民に周知する必要があるということになるか。

委員

私自身、特に思いあたることはないが、例えば市政等に対して意見が

ある場合、その意見をどこに言ったらよいのかわからないため、まずは市民に対して、その存在を知らせる必要があると思う。

委員

正直なところ、委員になるまでこの条例自体あることも知らなかった。委員になって、必死に条例を理解しようとしたが、書かれていることのほとんどは、あまり実生活との関連性が感じられないというのが、率直な感想である。

また、自分の周りの人も、ほとんどが自治基本条例の存在自体を知らない状況である。

委員長

そうした中でも、普段から問題と感じていることは何かあるか。もちろん条例に直接関係ないことでも良い。

委員

いくつか思いあたる中の1つとして、私の住んでいる地域には外国人が多く、その人たちに課税される税金はどうなっているのかわからない。

また、税金の問題だけでなく、高齢者が多くなっている地域では、地域包括支援センターなどの機能が非常に重要であり、こうした場所を市内各地域にも広めてもらいたい。

委員

私も過去に民生委員を何年か務めたが、自分と同じ世代の人はそうそういなかった。担い手不足も加えると民生委員のあり方そのものを考えなければならないと思う。

また、高齢化が進む中では、困っている高齢者のサポートがますます必要となり、これらの問題に対応するには、現行の民生委員制度では限界があり、民生委員に代わる新たな市独自のしくみを構築していかなければ、今後はとても対応できないと感じている。

委員長

ただいまの意見は、市政の福祉関係や税金の問題になるかと思う。他にはどうか。

委員

数年前まで市職員として勤務していたが、職を離れて一市民になると、市政というのはとても遠いものを感じている。

市民として身近なところでは、まずは町会活動になると思うが、その町会活動の中でさえも何か問題が生じた場合、まずどこに相談をして良いかわかならいケースが多々ある。

具体的なアイデアは思い浮かばないが、市政に関する情報を市民や町会などへPRすることが必要と感じる。

#### 委員

私は川口市で生まれ育って 30 年になるが、ずっと住んでいると、地域や市に守られているように感じる。

先ほど、外国人の話が出たが、外国人に限らず新住民といわれる転入者も取り込んで、一緒に活動していくことが必要だと思う。

また、聞くところによると町会の加入率が昔に比べて低くなっているようなので、この条例をきっかけとして、市民同士あるいは町会ごとの繋がりでは何かできるようになれば良いと思う。

#### 委員長

今の意見は町会活動に関する事かと思う。他にはどうか。

#### 委員

政治も市政も公正公平が大原則である。先ほどの意見を借りて言えば、納税者である市民は、会社に例えると株主である。しかし、この条例で定義している市民は、納税の有無に関わらず広く定義している。

そのため、何かしら市民全員が納得できるルールづくりが必要であり、自治基本条例における市民の「権利」と「義務」のバランスをもう一度考える必要が個人的にはあると思っている。

#### 委員長

ただいまの意見は、市民の定義に関わる根幹になる。個々の条文の疑義については、人それぞれの印象や解釈に差が生じるので、別の機会でも議論していきたいと思う。

#### 委員

川口市は僅かではあるが人口が年々増えている状況であり、さらに地域的な特徴として、人の出入りが非常に激しい自治体である。

そのため、市に愛着を持ってもらうことや、市政参加をお願いするのが非常に難しいことは否めないと思う。

これを解決する手段として、まずはお互い支えあうしくみをつくり、次の段階で町会活動や市政への参加に繋げることが必要である。

今後は高齢化に伴う医療費の増加など、さまざまな課題が山積であり、すべてを行政に任せるのは限界があると思う。

#### 委員

自治基本条例は、その名のとおり、市の基本的なことを規定しているので、個人的にはすべて網羅されていると思う。

先ほどからいくつか意見として出ているように、町会活動に参加してもらうことがまずは必要かと思う。よく公助、共助、自助といわれる中で、町会活動はまさに共助の中心を担うところである。

その町会の中から聞く意見としては、結婚してから川口市に転入し、子育て中の親から、同じ子育てをしているもの同士が集まる場所があるにはあるが、もっと沢山あってもいいのではないかという意見もある。

また、川口市では町会相談員制度という行政と町会を結ぶ仕組みがあるが、もう少し太いパイプになれば良いと感じている。

#### 委員

介護の仕事関係から感じたのは、もし、自分の親がそうなった時にはまずどこに相談したら良いかわかるようになった。

ただ、これは仕事を通じてわかったことで、もしこの仕事をしていなかったら、まずどこに相談をすれば良いかわからなかったと思う。

介護のケースに限らず、市民が何か困った時、まずはどこへ相談すれば良いのか、わからないことが課題だと思う。

#### 委員

普段感じていることを率直に述べると、まず、仕事の関係でカナダを訪れて感じたのは、まちの至るところにゴミ箱が設置されていて、まち全体がとてもきれいな印象だったが、日本では街中にゴミ箱を設置しているのをあまり見かけない印象がある。

また、子育てをする環境として、子どもを産みやすく、育てやすいというにはほど遠い印象がある。

また、川口市の特徴として、通勤時間帯の駅の混雑や、マンション住民が増えた結果、町会活動の参加率の低下などが問題として挙げられる。

皆さんの意見と同様で、さまざまな問題に遭遇した時、まずどこに相談したら良いかわからないことが問題ではないかと思う。

委員長

ひと通り皆さんから意見をいただいたが、他に何か意見はあるか。

委員

先ほどの町会での問題として、私の地域の町会に防災倉庫がなく、倉庫を設置しようにも公園などの土地もなく、困っている状況である。

委員

町会活動については、私も役員として携わっているが、活動が活発な町会とそうでない町会など、温度差があるのは事実ではないか。例えば今のような課題も町会内で解決しようと努力していることもある。

ただし、民生委員もそうであるが、担い手がいないことにはどうしようもない。

委員長

これまで皆さんから挙げていただいた意見の中で、特に多かったのは、困った時、どこに相談したら良いかわからないという意見が多かったように思う。

自治基本条例の中で、この問題に対応すると思われるのは、市政運営の原則としての第 11 条「市は、市政の運営に市民の意思を反映するように努めなければならない。」あたりであろうか。

ただし、市としては、福祉分野のことであれば福祉部門が対応するようにさまざまな施策や相談機能を提供しているはずなので、この条文が直ちに対応しているとは読み解けないかもしれない。

また、市民から意見を出せるシステムが必要という意見があったが、これは具体的にはどんなことなのか。

委員

その意見に関して言えば、もちろん条例では委員長が言ったとおりで、個別の対応はそれぞれの部署なりで相談窓口があるのかもしれない。

私が問題だと思うのは、そこにたどり着くまでの初動的なところで、民間企業でいえば、お客様センター、苦情・クレーム受付センターのようなものがあれば良いと思った次第である。

では、この委員会がそのような役割なのかというところでは無いので、もし、この委員会がそのような役割を担うのであれば、定期的に開催する意味も出てくるのではないかと個人的には感じた。

また、自治基本条例そのものは、さまざまな問題から考えてみても、条例のどこにも書かれていないことはおそらく無いと私も思っている。

#### 委員長

確かにそのような考え方もあるが、不特定多数の意見を受けることは、付属機関の委員会という性質上、現実的に難しいし、想定されていない。

委員会が公募を採用しているということでは、一部の意見としては拾えるかもしれないが、広く、個々の課題にまでは対応できない。

ただ、そのような仕組みをつくるということは、条例の第 18 条「市長その他執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない」ということから、何らかの仕組みをつくることは必要である。

これまでの皆さんの意見からすると、理念的な条例であるがゆえに、条例の改正や、加筆するようなことは無いように思えるがどうか。

#### 委員

先ほどの外国人の税金の件に戻るが、実際の状況はどうか。

#### 委員長

税金の収納率というか、納税の状況や仕組みとして、事務局のわかる範囲で構わないので、回答をお願いしたい。

#### 企画財政部長

理財部長、納税課の経験から述べると、外国人であっても住民登録をすれば、収入に応じた課税は生じる。納税の状況では、固定資産税については、現年度課税については 97～98%が納税されている。

また、市民税に関しては、7 割が特別徴収で、いわゆる給料から天引きされる方式であり、残りの 3 割は自ら申告し、納付書で納める普通徴収の方式である。そして、滞納を多く占めているのは普通徴収である。

つまり、未申告の方の状況は一切把握できないので、外国人の多くが非課税や滞納しているという状況では決して無いと考えている。

#### 委員長

つまり、外国人だからということではなく、納税している住民とそう

でない市民が、同じ権利を有することはどうかという意見かと思うが、そもそも納税の義務は国民の義務として定められているので、あえて自治基本条例では書いていないのだと思う。

また、自治基本条例を策定する際に、この「市民の定義」については、さんざん議論があったはずなので、ここは当時の内容を確認する必要があるかもしれない。

話を戻すと、相談機能が必要という意見については、他の委員からも意見が出ていたので、条文の中で該当しそうなところは、先ほど述べた第18条「市長その他執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない」という条文が該当しているが、この条文にもっと具体的に何らかを明記する必要があるかについてはどう考えるか。

#### 委員

その部分について細かく書く必要は無いと思う。まったく別のところになるかと思うが、この条例の「市民の定義」として、市民の権利については書かれているが、義務について書かれていないことはどうなのか。

#### 事務局

ご指摘のとおり義務については明記されていないが、第7条の4に書かれているように「市民は、前3項に規定する権利を濫用してはならず、常に自治のために行使するものである～」という記述から、逆説的に市民の義務として置き換えていると解釈している。

#### 委員長

確かに直接的に義務を課すのではなく、権利の有効性を一部制限することで、読み解くこともできると思う。

他に意見はどうか。

#### 副委員長

これまでの意見を私なりにまとめてみると、例えば福祉の分野について、この条例ではどのように対応しているか、ということについて、例えば現状の書きぶりで読み解くこともできるが、具体的に加筆する必要があるのか、あるいは個別に福祉に関する基本条例を定めるのかなど、選択肢がある。

また、先ほどの意見から、「この委員会の機能を拡充した方が良い」という結論になれば、条例に加筆が必要となるが、果たしてそれが本当に



必要なのか、ということを議論していけば良いと思う。

つまり、自治基本条例にどこまで具体的に書く必要があるのかが、議論すべき論点なのかと思う。

例を挙げると、市民参加に関することは、個別の条例である市民参加条例に書かれている。

しかし、個別条例に書かれているという構成では、市民にとっては、かえってわかりにくいので、「自治基本条例の条文に加える必要がある。」という結論も考えられるかもしれない。

#### 委員

市民にとってわかりづらいということに関しては私も同感である。

個人的に、若い人がこの自治基本条例の条文だけ読んで内容が理解できるかといえば難しいと思う。そうであるならば、簡素化した冊子などを別に作成した方が条例のPRにも繋がると思う。

また、この自治基本条例そのものは、すでに完成されたものだと思うので、条例そのものをいじる必要はなく、市民にわかりやすく伝える手段を考えることが必要ではないか。

#### 委員長

さまざまな角度から意見が出されたが、ここで少し整理してみると、ひとつひとつの意見を条例と比べてみた。ここまでが本日の作業ということになる。

今後は、さまざまな意見をひとつずつ確認していくのではなく、意見をトータルし、福祉分野など括りとして、そうした課題に対応させて、条例の骨子を変更する余地は果たしてあるのか、付随する個別条例の骨子を変更する余地があるのかという点の2段階を確認していくということになるのか。

#### 副委員長

私からも確認しておく、骨子を変更することや改正すべき、という見解ではないし、もちろん改正を前提とした議論を推奨しているわけではない。

さらに言えば、本日出された個々の意見が、果たして条文のどこが対応しているか確認しようにも、条文の解釈と対応しているという事実を読み解くことはなかなか難しいと思う。

例えば、何人かの委員さんが述べたような「情報提供や相談窓口が必

要である」という意見であれば、現行の条文ではそのことは直接的には読み解けないので、根拠としてわかるような文言を条文に置いたほうが良いということになる。ただし、どこまで具体的な文言を加えるのかということは議論が必要になる。

あるいは、今のような課題については、例えば総合計画のような最上位計画に施策が書かれているのだから、あえて自治基本条例の条文にまでは書く必要はないという結論もあり得る。

さらに、総合計画と自治基本条例は事実的には関連しているかもしれないが、現状ではそこは見えないので、その事実がわかるような記述を加えたらどうかという結論もあり得る。そのように進めてはどうか。

#### 委員長

本日、皆さんが述べたさまざまな問題や課題が、自治基本条例の条文が対応しているかを読み解き、確認できれば良いと思ったが、その判断自体がやや難しく、どうも確認作業の方法がしっくりとしない。

このことは、この条例がより抽象度が高い条例であるがゆえ仕方ないことで、逆に抽象的であるがゆえ対応していない、欠落しているところはおそらく無いと言えるが、それは感覚的なことであって、何もせずに結論づけることはできないため、この委員会として何らかの確認作業が必要だと思っている。

それでは、ここでもう一度確認するが、本日出された意見の中で自治基本条例のどこかからめて、感想や意見は何かあるか。

#### 委員

先ほど自治基本条例の市民の定義の話で、この条例では市民を広く捉え、税金を納めている市民のみならず、企業や外国人なども含めて市民としているが、その点については議論の余地があると思う。

また、市民の権利は明記されているが、義務について明記されていないということは、どのような意図をもって制定されたのかを考えても良いかもしれない。個人的に市民を限定すべきという意見ではないが、自分たちのまちは自分たちでつくるという趣旨からしても、市民に義務を課さなかったのは、国に頼らずとも地方が積極的に自治を実現するためにつくった条例であるならば、やや意思表示が弱いとも感じる。

#### 委員長

ただいまの内容のような論点を提供していただけるとありがたい。

確かに市民に義務を課していないとは議論の余地があるかもしれない。この論点は「市民の定義」に付随して、今後じっくりと議論していきたい。

#### 副委員長

委員長の言うとおりに、すぐに結論を出すことでもないので、次回に向け、ただいまの意見の「市民の定義」などを論点にして、現行の市民の義務についての書き方が、第7条の4の条文の解釈のままで果たして良いのか、なども議論していけば良いと思う。

#### 委員長

本日様々な意見が出されたが、毎回このように皆さんから意見を出してもらいながら進めていくよりも、私から1つ提案させていただくと、先ほど、副委員長の意見に出された、川口市の最上位計画である総合計画をもとに検証してはどうか。

当然、この計画書にもさまざまな市としての課題が抽出されており、この計画の策定には市民参加も得て策定していることから、全体を検証する素材としては良いと考える。

#### 副委員長

次回以降の検証素材は総合計画で良いとして、どのように進めていったら良いか。例えば、本日出された福祉、町会、防災、税と義務など、いくつかの課題をベースに確認していく方法が良いのではないかと。

皆さんが総合計画書を次回まで読み込んでおくのは相当の負担になるだろうし、まずは総合計画全体の説明を受け、我々は自治基本条例を検証する委員会なので、本日出された課題と、総合計画における長期的な課題を自治基本条例に照らして確認していけば良いと思う。

#### 委員

あらためて確認したいが、自治基本条例というのは、私個人的には、憲法と同じように簡単には変えられないという認識がある。

まさに今現在、何か変えなければならない問題が生じているならわかりやすいと思うが、今後、どこか変えるのを前提にひとつひとつの条文を確認していくのか、あるいはそうではなく特段変えるところは無いと感じているが、念のため丁寧に条文を確認していくという方針のどちらなのか。

委員長

条文ひとつひとつを確認していくことではないが、結果としてそうなることもあるかもしれない。

また、はじめから改正を前提としているわけでも、改正する必要がないということでもない。確認作業をしてみないことには判断ができないので、それを行うということである。

委員

そのようなことであれば了解した。

委員長

ただ、個人的には自治基本条例の改正の可否は、最終的には個人の価値観の違いになると思っている。

ところで、事務局に確認するが、本日、各委員に総合計画書を配付することは可能か。

事務局

人数分用意できるので、ただいまから配付したい。

－ 第5次川口市総合計画冊子を各委員に配布 －

委員長

それでは、次回の素材として、ただいまお配りした総合計画をベースに進めるとして、どのように進めたら良いか。

方法としてはいくつかあると思うが、総合計画全体を読んだ上で、課題だと思うことを中心に確認していくか。

あるいは、本日委員の皆さんから出された課題と関連すると思われる章立てを順に見ていくなど、いくつかのやり方が考えられる。

副委員長

まずは総合計画全体の説明を受け、そのうえで、議論を進めたほうが理解できるのではないか。

総合計画は10年後の実現をめざすものが書かれていると認識しているので、全体を網羅した長期的な課題についても書かれていると思う。

もし可能であれば、1つは、総合計画ではどのような課題があるのか。

2つ目、総合計画策定において、どのような議論がされたのか。3つ目、前計画と比較して、何が実現できて、何が課題として引き継がれ、変わったところは何か。という観点から説明を願いたいと思う。

事務局

ただいまの3点目の内容を明確にすることはなかなか難しいように思えるが、次回の会議までに資料作成と説明を行いたいと思う。

委員長

それでは、事務局には少し負担をかけるが、各委員が総合計画すべてに目を通して理解するのはなかなか難しいと思うので、ただいまの観点からの資料作成と説明を次回にお願いしたい。

本日の議事はここまでとしたいが、他に何かあるか。

－ 委員からなし －

委員長

それでは、その他で事務局からあればお願いしたい。

事務局（企画経営課長）

事務局から次回の日程について、事務連絡をしたい。

今回は、11月15日（火）、開始時間は同じで場所が変わり、第1回目の会議で使用した中央ふれあい館の特別会議室となる。

最後は、年が変わった平成29年2月23日（木）、キューポ・ラ M4階 会議室3号、午後6時半からを予定している。

今年度は、あと2回予定しているが、審議状況によって変更となる場合もあり、その点についてはご了解いただきたい。

事務局からは以上である。

委員長

それでは、ただいまの件と、その他で委員会から何かあるか。

－ 委員からなしの声 －

委員長

それでは本日は以上で閉会とする。

	■ 閉会（午後 8 時 3 5 分） 以上
次回日程	1 1 月 1 5 日（火）場所は 中央ふれあい館 特別会議室